

# 山口県中学校体育連盟専門部規程の細則

山口県中学校体育連盟専門部規程第8条について、次ように細則を定める。

## 1 新規専門部の加盟条件

- (1) 山口県中学校体育連盟（以下「県中体連」という）の主催大会（春季県体、県選手権大会、秋季県体）の開催・運営が十分できる組織が確立されていること。
- (2) 県中体連の主催大会が、他競技と同期間に開催することができること。
- (3) 常設部のある支部に、専門委員の代表が配置されていること。または、配置可能であること。
- (4) 県中体連加盟校で常設部の設置校が3校以上あることとし、団体競技においては、次の条件のいずれかを満たしていること。
  - ① 単独でチーム編成できる学校が、3校以上大会へ出場できること。
  - ② 単独でチーム編成できる2校と、その2校以外で編成された合同チームが大会へ出場できること。合同チームのうち1校は常設部の設置校。

## 2 加盟までの準備期間

- (1) 1の条件を満たし、当該専門部、当該校及び関係競技団体より申し出があった場合、3年間の準備期間を設ける。
- (2) 申出を受けて県中体連定例総会に報告した年度の1年間を審議期間及び条件整備の期間、次の年度より2年間で準加盟として扱う。
- (3) 準加盟の期間は、県中体連主催大会の大会運営のみを認める。
- (4) 準備期間の大会運営に係わる予算的な措置は講じない。

## 3 加盟の承認

1及び2の条件を満たした場合、総会において加盟を承認する。

## 4 その他の条件、補足事項

- (1) 準加盟の期間は、山口県中学校体育連盟引率規程、山口県体育大会に関わる合同チーム編成規程、山口県中学校体育連盟個人情報保護規定、並びに、外部指導者の制度を適用する。ただし、引率教員の服務・生徒の出欠の扱いについては、学校長の判断に従うこと。
- (2) 既に実施されている社会スポーツ系の大会等を兼ねて開催しないこと。（中体連主催の大会と競技団体主催の大会の区別をはっきりさせる。）
- (3) 支部での対応は、支部に一任する